

京都市上下水道局告示第39号

下水道法第4条第1項の規定により京都市京北特定環境保全公共下水道事業の事業計画を変更しようとするので、同法施行令第3条の規定により、次のとおり告示し、当該事業計画の変更の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の変更の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和8年2月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 事業計画の名称

京都市京北特定環境保全公共下水道事業計画

2 事業施行期間

平成7年2月16日から令和15年3月31日まで

3 変更に係る事項

予定処理区の追加

4 縦覧場所

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局下水道部計画課

5 縦覧期間

令和8年2月13日から同年2月27日まで（京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除きます。）

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）

7 意見書の提出

当該事業計画の変更の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記5の縦覧期間内に、上記4の場所に提出してください。

（上下水道局下水道部計画課）